＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

定　　款

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

株式会社ココルポート

定　款

第１章　　総　則

（商号）
第１条　　当会社は、株式会社ココルポートと称し、英文ではCocorport，Inc.と表示する。

（目的）
第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス事業
２．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、特定相談支援事業
３．児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
４．児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
５．経営コンサルタント業務
６．企業における従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務に関するコンサルティング
７．人材の募集・転職活動に関する情報の収集並びに提供
８．国、行政、企業及び各種団体等から受託する資格試験・研修の実施代行業務並びに運営業務
９．個人、企業及び各種団体等に属する社員の研修業務
１０．学習塾の経営
１１．各種システム、ソフトウェア及びインターネットを利用した各種サービスの企画、開発、設計、製造、運営、販売、使用許諾、保守管理及びこれらの仲介業
１２．有料職業紹介事業
１３．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　　当会社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

（公告方法）
第４条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機関）
第５条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、12,800,000 株とする。

（単元株式数）

第７条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第１０条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招集）

第１１条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月 30 日とする。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役は、12 名以内とする。

（選任方法）

第１９条　取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会の決議により、社長を１名選任する。また必要に応じ、取締役会の決議により、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選任することができる。

（取締役会の招集者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し議長となる。

２　代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）
第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第２４条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。
２　決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

（取締役会の決議の省略）
第２５条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）
第２６条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）
第２７条　取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第２９条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（員数）
第３０条　当会社の監査役は５名以内とする。

（選任方法）
第３１条　監査役は、株主総会において選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。
２　補欠により就任した監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

（常勤監査役）
第３３条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３４条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）
第３５条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）
第３６条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）
第３７条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第３８条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第３９条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第６章　　会計監査人

（選任方法）
第４０条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）
第４１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会におい

て再任されたものとする。

（報酬等）
第４２条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章　　計　　算

（事業年度）
第４３条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月30日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第４４条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第４５条　当会社の期末配当の基準日は、毎年６月30日とする。
２　当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第４６条　配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２０１１年１２月２６日　新規作成

２０１２年　２月２９日　変更（本店移転）

２０１３年　４月　４日　変更（取締役会設置等）

２０１３年　７月　４日　変更（目的追加）

２０１３年１１月１９日　変更（目的追加）

２０１４年　７月　１日　変更（取締役会廃止等）

２０１６年　４月１０日　変更（目的削除）

２０１７年１２月２８日　変更（取締役任期変更・代表取締役選定人数変更）

２０１８年　４月　１日　変更（取締役会設置等）

２０１８年　８月１３日　変更（目的追加削除・株式譲渡制限規定変更）

２０１８年　９月２５日　変更（目的修正・発行可能株式総数変更）

２０１８年１１月１６日　変更（表記修正・機関等追加）

２０１９年　５月１５日　変更（株主名簿管理人設置等）

２０１９年１０月　１日　変更（商号・公告）

２０２０年　３月１３日　変更（監査役会設置等）

２０２０年１２月　２日　変更（目的等）

２０２０年１２月　３日　変更（発行可能株式総数）

２０２１年　９月２９日　変更（目的・会計監査人廃止）

２０２２年１２月１５日　変更（会計監査人設置・電子提供措置新設）

２０２３年　３月３１日　変更（附則削除）

２０２４年　９月１９日　変更（取締役任期変更・剰余金配当等決定機関変更）